

北海道根室海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
根海共第1号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院多角点 No.15725 基点第3号 国土地理院多角点 No.15225 基点第4号 羅臼町と標津町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 32 度 30分 2. 000メートルの点 点2 基点第2号から 110 度 00分 2. 000メートルの点 点3 基点第3号から 115 度 00分 2. 000メートルの点 点4 基点第4号から 86 度 30分 2. 000メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいそう漁業 のり漁業 ふりの漁業 まつも漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 えむし漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	羅臼町	なし
根海共第2号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 羅臼町と標津町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 32 度 30分 21. 800メートルの点 点2 基点第1号から 62 度 30分 39. 000メートルの点 点3 点2と点7を結んだ線と北緯44度20分09秒 東経145度36分45秒と点4を結んだ線との交点 点4 北緯44度17分39秒 東経145度36分45秒 点5 北緯44度09分09秒 東経145度31分45秒 点6 点2と点7を結んだ線と点5と北緯43度57分09秒 東経145度19分15秒を結んだ線との交点 点7 基点第2号から 86 度 30分 13. 000メートルの点	第一種共同漁業	ほたてがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	羅臼町	北海道漁業調整規則(令和2年11月19日規則第94号、以下「規則」という。)第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。
根海共第3号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院多角点 No.15725 基点第3号 国土地理院多角点 No.15225 基点第4号 羅臼町と標津町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 32 度 30分 2. 000メートルの点 点2 基点第2号から 110 度 00分 2. 000メートルの点 点3 基点第3号から 115 度 00分 2. 000メートルの点 点4 基点第4号から 86 度 30分 2. 000メートルの点	第二種共同漁業	(第二種共同漁業) かじかゝわらずかゝあいなめ刺し網漁業 ちか刺し網漁業 ほっけこまいいますすゝにしん小型定置網漁業 (第三種共同漁業) かれいゝこまいゝちか地びき網漁業	(第二種共同漁業) 6月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月21日から翌年8月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	羅臼町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
根海共第4号	羅臼漁業協同組合	標津郡標津町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 羅臼町と標津町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 忠類 基点第3号 標津町と別海町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 86 度 30分 2. 000メートルの点 点2 基点第2号から 65 度 00分 2. 100メートルの点 点3 基点第3号から 42 度 30分 2. 000メートルの点	第一種共同漁業	つぶ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	標津町	なし
根海共第5号	標津漁業協同組合	標津郡標津町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 羅臼町と標津町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 雄梧内 基点第3号 標津町と別海町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 86 度 30分 13. 000メートルの点 点2 点1と基点第2号から136度22分 17. 600メートルの点を結んだ線と 北緯43度48分09秒 東経145度13分45秒と点3を結んだ線との交点 点3 北緯43度44分09秒 東経145度15分15秒 点4 基点第2号から136度22分 17. 500メートルの点と点5を結んだ線と点3と 北緯43度41分39秒 東経145度18分15秒を結んだ線との交点 点5 基点第3号から 42 度 30分 10. 600メートルの点	第一種共同漁業	こんぶ漁業 えぞばがい漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	標津町	北海道漁業調整規則(令和2年11月19日規則第94号、以下「規則」という。)第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。
根海共第6号	標津漁業協同組合	標津郡標津町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 羅臼町と標津町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 忠類 基点第3号 標津町と別海町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 86 度 30分 2. 000メートルの点 点2 基点第2号から 65 度 00分 2. 100メートルの点 点3 基点第3号から 42 度 30分 2. 000メートルの点	第二種共同漁業	かじかゝわらずかゝあいなめ刺し網漁業 ちかこまいゝはたばた刺し網漁業 こまいゝかれいゝちかすず小型定置網漁業 ほっけこまいゝかれい底建網漁業 くりがにかこ漁業	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月21日から翌年8月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	標津町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、底建網漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、堀網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2に深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ(網立)は、18メートル以下でなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
根海共第7号	野付漁業協同組合	野付郡別海町及び標津郡標津町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 標津町と別海町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 北浜 基点第3号 国土地理院三角点 普光 基点第4号 国土地理院三角点 野付崎 基点第5号 国土地理院三角点 床丹台 基点第6号 国土地理院三角点 原賀 点1 基点第1号から 42度 30分 2、000メートルの点 点2 基点第2号から 36度 00分 2、200メートルの点 点3 基点第3号から 29度 40分 2、050メートルの点 点4 基点第3号から 91度 00分 2、600メートルの点 点5 基点第4号から 86度 00分 2、500メートルの点 点6 基点第4号から 116度 00分 2、200メートルの点 点7 基点第4号から 157度 00分 2、200メートルの点 点8 基点第4号から 196度 30分 3、000メートルの点 点9 基点第5号から 43度 30分 2、500メートルの点 点10 基点第6号から 69度 30分 2、100メートルの点	第一種共同漁業	ふりの漁業 あさり漁業 おおのがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	別海町野付、尾岱沼、床丹及び国土地理院三角点原賀を通る緯線以北の本別海	なし
根海共第8号	野付漁業協同組合	野付郡別海町及び標津郡標津町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 標津町と別海町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 野付崎 基点第3号 国土地理院三角点 原賀 点1 基点第1号から 42度 30分 10、600メートルの点 点2 点1と点5を結んだ線と北緯43度38分39秒 東経145度23分15秒と点を結んだ線との交点 点3 北緯43度37分39秒 東経145度25分45秒 点4 点1と点5を結んだ線と北緯43度30分09秒 東経145度31分45秒を結んだ線との交点 点5 基点第2号から 48度 45分 10、000メートルの点 点6 点7から 48度 45分 23、250メートルの点 点7 基点第3号から 69度 30分 4、100メートルの点	第一種共同漁業	えぞばががい漁業 おおみぞがい漁業 さががい漁業 ほっきがい漁業 えむし漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	別海町野付、尾岱沼、床丹及び国土地理院三角点原賀を通る緯線以北の本別海	北海道漁業調整規則（令和2年11月19日規則第94号、以下「規則」という。）第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。
根海共第9号	野付漁業協同組合	野付郡別海町及び標津郡標津町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 標津町と別海町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 北浜 基点第3号 国土地理院三角点 普光 基点第4号 国土地理院三角点 野付崎 基点第5号 国土地理院三角点 原賀 点1 基点第1号から 42度 30分 2、000メートルの点 点2 基点第2号から 36度 00分 2、200メートルの点 点3 基点第3号から 29度 40分 2、050メートルの点 点4 基点第3号から 91度 00分 2、600メートルの点 点5 基点第4号から 86度 00分 2、500メートルの点 点6 基点第4号から 116度 00分 2、200メートルの点 点7 基点第4号から 157度 00分 2、200メートルの点 点8 基点第4号から 196度 30分 3、000メートルの点 点9 基点第5号から 69度 30分 2、100メートルの点	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 しらお刺し網漁業 ちかこまがい・はたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 こまがい・かれい・ちかます小型定置網漁業 ほっけ・こまがい・かれい底建網漁業 こまがい・ちか・きゅうりうお待網漁業 くじがにかご漁業	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	別海町野付、尾岱沼、床丹及び国土地理院三角点原賀を通る緯線以北の本別海	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に展さなければならない。 イ アガニ、ハナサネガニ、カラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に展さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は続数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2に深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ(網立)は、18メートル以下でなければならない。
根海共第10号	別海漁業協同組合	野付郡別海町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 原賀 基点第2号 国土地理院三角点 走古丹 基点第3号 国土地理院三角点 遠太から128度25分 343、20メートルの点 点1 基点第1号から 69度 30分 2、100メートルの点 点2 基点第2号から 15度 00分 2、800メートルの点 点3 基点第2号から 84度 00分 2、400メートルの点 点4 基点第3号から 31度 30分 2、100メートルの点	第一種共同漁業	つぶ漁業 ほたてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	別海町奥行、走古丹及び国土地理院三角点原賀を通る緯線以南の本別海	なし
根海共第11号	別海漁業協同組合	野付郡別海町地先	次の基点第1号、点1、点2、基点第2号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 原賀 基点第2号 国土地理院三角点 遠太から128度25分 343、20メートルの点 点1 基点第1号から 69度 30分 4、100メートルの点 点2 基点第2号から 31度 30分 4、100メートルの点	第一種共同漁業	えぞばががい漁業 おおみぞがい漁業 さががい漁業 ほっきがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	別海町奥行、走古丹及び国土地理院三角点原賀を通る緯線以南の本別海	なし
根海共第12号	別海漁業協同組合	野付郡別海町地先	次の基点第1号、点1、点2、基点第2号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 原賀 基点第2号 国土地理院三角点 遠太から128度25分 343、20メートルの点 点1 基点第1号から 69度 30分 4、100メートルの点 点2 基点第2号から 31度 30分 2、100メートルの点	第二種共同漁業	おひよう刺し網漁業 かじか・わらずか・あいなめ刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 かれい・きゅうりうお・ます・にしん小型定置網漁業 こまがい・かれい・きゅうりうお・にしん底建網漁業 くじがにかご漁業 こまがい・ちか・きゅうりうお待網漁業	1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	別海町奥行、走古丹及び国土地理院三角点原賀を通る緯線以南の本別海	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に展さなければならない。 イ アガニ、ハナサネガニ、カラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に展さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は続数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2に深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ(網立)は、18メートル以下でなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
根海共第13号	根室湾中部漁業協同組合、別海漁業協同組合	野付郡別海町及び根室市地先	風連湖の区域		第一種共同漁業	あさり漁業 おおのがい漁業 しじみがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、醜陽、川口、湖南、檜音、琴平町、汐見町、別海町奥行、走古丹及び国土地理院三角点原賀を通る緯線以南の本別海	なし
根海共第14号	根室湾中部漁業協同組合、別海漁業協同組合	野付郡別海町及び根室市地先	風連湖の区域		第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 ちか・わかさぎ・きゅうりうお刺し網漁業 にしん刺し網漁業 くりがいかご漁業 こまい・ちか・わかさぎ・にしん・ます待網漁業 (第三種共同漁業) かれい・こまい・ちか・にしん・わかさぎ地びき網漁業	(第二種共同漁業) 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、醜陽、川口、湖南、檜音、琴平町、汐見町、別海町奥行、走古丹及び国土地理院三角点原賀を通る緯線以南の本別海	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ クガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
根海共第15号	根室湾中部漁業協同組合	根室市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から風連湖及び温根沼の区域を除いた区域 基点第1号 国土地理院三角点 遠太から128度25分00秒 343. 20メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 幌茂尻から20度31分20秒 1. 346. 04メートルの点 点1 基点第1号から 31 度 30分 2. 100メートルの点 点2 基点第2号から 313 度 00分 2. 050メートルの点		第一種共同漁業	ふのり漁業 あさり漁業 おおのがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、醜陽、川口、湖南、檜音、琴平町及び汐見町	なし
根海共第16号	根室湾中部漁業協同組合	根室市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から風連湖及び温根沼の区域を除いた区域 基点第1号 国土地理院三角点 遠太から128度25分00秒 343. 20メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 幌茂尻から20度31分20秒 1. 346. 04メートルの点 点1 基点第1号から 31 度 30分 4. 100メートルの点 点2 基点第2号から 313度 00分 4. 050メートルの点		第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 おおみぞがい漁業 さらがい漁業 ほっきがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、醜陽、川口、湖南、檜音、琴平町及び汐見町	なし
根海共第17号	根室湾中部漁業協同組合	根室市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から風連湖及び温根沼の区域を除いた区域 基点第1号 国土地理院三角点 遠太から128度25分00秒 343. 20メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 幌茂尻から20度31分20秒 1. 346. 04メートルの点 点1 基点第1号から 31 度 30分 2. 100メートルの点 点2 基点第2号から 313 度 00分 2. 050メートルの点		第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かじか・わらずか・あいなめ刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた・きゅうりうお刺し網漁業 こまい・かれい・はたはた・にしん・ます小型定置網漁業 こまい・かれい・ちか・にしん底建網漁業 くりがいかご漁業 こまい・ちか・きゅうりうお・にしん・ます待網漁業 (第三種共同漁業) かれい・こまい・ちか・きゅうりうお地びき網漁業	(第二種共同漁業) 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、醜陽、川口、湖南、檜音、琴平町及び汐見町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ クガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、堤網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ(網立)は、16メートル以下でなければならない。
根海共第18号	根室湾中部漁業協同組合	根室市地先	瀬臥牛林道オンネツ橋上流端の線から国道44号線温根沼大橋下流端の線までの温根沼の区域		第一種共同漁業	あさり漁業 おおのがい漁業 かき漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、醜陽、川口、湖南、檜音、琴平町及び汐見町	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
根海共第19号	根室漁業協同組合	根室市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12及び点5の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22及び点13の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点23、点24を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34及び点25の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点35、点36、点37、点38、点39、点58及び点35の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点40、点41、点42、点43、点44、点45及び点40の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点46、点47、点48、点49、点50及び点46の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、並びに点51、点52、点53、点54、点55、点56、点57、点58、点59及び点51の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 国土地理院三角点 幌茂尻 から 20度31分20秒 1、346、04メートルの点 基点第2号 樽室港北防波堤上の点(北緯 43度20分46、98秒 東経 145度34分46、53 秒) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.2(北海道水産林務部三角点 水D16～) 基点第4号 国土地理院三角点 温根布 から 236度12分50秒 594、38メートルの点 基点第5号 根室港弁天島灯台跡 (北緯 43度20分37.18秒 東経 145度34分39.33秒) 点1 基点第1号から 313度00分 2、050メートルの点 点2 基点第2号から 323度00分 2、000メートルの点 点3 基点第3号から 343度00分 2、000メートルの点 点4 基点第4号から 352度30分 3、350メートルの点 点5 基点第5号から 304度00分27秒 378.08メートルの点 点6 点5から 22度30分 236.60メートルの点 点7 点6から 112度30分10秒 3.10メートルの点 点8 点7から 22度30分 183.40メートルの点 点9 点8から 112度30分04秒 54.80メートルの点 点10 点9から 202度30分 183.40メートルの点 点11 点10から 112度29分24秒 1.90メートルの点 点12 点11から 202度30分 236.60メートルの点 点13 基点第5号から 30度40分45秒 395.61メートルの点 点14 点13から 317度29分59秒 92.54メートルの点 点15 点14から 227度29分14秒 1.50メートルの点 点16 点15から 317度29分59秒 129.50メートルの点 点17 点16から 47度29分58秒 60.80メートルの点 点18 点17から 137度29分59秒 129.50メートルの点 点19 点18から 227度30分06秒 2.90メートルの点 点20 点19から 137度30分00秒 100.00メートルの点 点21 点20から 227度29分50秒 9.49メートルの点 点22 点21から 257度17分42秒 15.38メートルの点 点23 基点第5号から 71度07分00秒 418.00メートルの点 点24 点23から 337度33分の線と既設北防波堤との交点 点25 基点第5号から 211度35分05秒 696.28メートルの点 点26 点25から 156度00分02秒 41.80メートルの点 点27 点26から 246度00分 350.00メートルの点 点28 点27から 156度59分07秒 2.00メートルの点 点29 点28から 246度00分 347.37メートルの点 点30 点29から 231度00分 173.47メートルの点 点31 点30から 321度00分04秒 46.10メートルの点 点32 点31から 51度00分 179.54メートルの点 点33 点32から 66度00分 353.44メートルの点 点34 点33から 155度59分13秒 2.30メートルの点 点35 点58から 135度48分 10.10メートルの点 点36 点35から 225度48分 10.10メートルの点 点37 点36から 315度48分 120.20メートルの点 点38 点37から 44度12分 20.00メートルの点 点39 点58から 45度48分 9.90メートルの点 点40 点37から 315度48分 9.79メートルの点 点41 点40から 315度48分 31.89メートルの点 点42 点41から 336度00分 61.89メートルの点 点43 点42から 66度00分 20.00メートルの点 点44 点43から 156度00分 58.33メートルの点 点45 点40から 44度12分 20.00メートルの点 点46 基点第5号から 199度00分41秒 1、044.28メートルの点 点47 点46から 268度48分02秒 130.00メートルの点 点48 点47から 336度00分 126.49メートルの点 点49 点48から 66度00分 295.04メートルの点 点50 点49から 180度48分01秒 149.20メートルの点 点51 基点第5号から 180度57分 631.00メートルの点 点52 点51から 211度48分 106.00メートルの点 点53 点52から 225度48分 422.00メートルの点 点54 点53から 255度48分 50.00メートルの点 点55 点54から 232度18分 45.00メートルの点 点56 点55から 212度40分 30.21メートルの点 点57 点56から 190度18分 40.00メートルの点 点58 点57から 225度48分 70.00メートルの点 点59 点58から 135度48分の線と既設護岸との交点	第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 あさり漁業 えぞばかがい漁業 おおみぞがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市(幌茂尻、温根沼、春国店、東梅、船場、川口、湖南、穂曾、豊根、温根元、納沙布、津路町、舞、双沖、友知、落石東、落石西、浜松、昆布盛、長節及び初田牛を除く)	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
根海共第20号	根室漁業協同組合	根室市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12及び点5の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点15、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22及び点13の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点23、点24を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34及び点25の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点35、点36、点37、点38、点39、点58及び点35の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点41、点42、点43、点44、点45及び点40の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点46、点47、点48、点49、点50及び点46の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、並びに点51、点52、点53、点54、点55、点56、点57、点58、点59及び点51の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 国土地理院三角点 根茂尻 から 20度31分20秒 1、346、04メートルの点 基点第2号 根室港北防波堤上の点(北緯 43度20分46、98秒 東経 145度34分46、53秒) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.2(北海道水産林務部三角点 水D16～) 基点第4号 国土地理院三角点 温根布 から 236度12分50秒 594、38メートルの点 基点第5号 根室港弁天島灯台跡 〔北緯 43度20分37、19秒 東経 145度34分39、33秒〕 点1 基点第1号から 313度00分 2、050メートルの点 点2 基点第2号から 323度00分 2、000メートルの点 点3 基点第3号から 343度00分 2、000メートルの点 点4 基点第4号から 352度30分 3、350メートルの点 点5 基点第5号から 304度00分27秒 378、08メートルの点 点6 点5から 22度30分 236、60メートルの点 点7 点6から 112度30分10秒 3、10メートルの点 点8 点7から 22度30分 183、40メートルの点 点9 点8から 112度30分04秒 54、80メートルの点 点10 点9から 202度30分 183、40メートルの点 点11 点10から 112度29分24秒 1、90メートルの点 点12 点11から 202度30分 236、60メートルの点 点13 基点第5号から 30度40分45秒 395、61メートルの点 点14 点13から 317度29分59秒 92、54メートルの点 点15 点14から 227度29分14秒 1、50メートルの点 点16 点15から 317度29分59秒 129、50メートルの点 点17 点16から 47度29分58秒 60、80メートルの点 点18 点17から 137度29分59秒 129、50メートルの点 点19 点18から 227度30分06秒 2、90メートルの点 点20 点19から 137度30分00秒 100、00メートルの点 点21 点20から 227度29分50秒 9、49メートルの点 点22 点21から 257度17分42秒 15、38メートルの点 点23 基点第5号から 71度07分00秒 418、00メートルの点 点24 点23から 337度33分の線と既設北防波堤との交点 点25 基点第5号から 211度35分05秒 696、28メートルの点 点26 点25から 156度00分02秒 41、80メートルの点 点27 点26から 246度00分 350、00メートルの点 点28 点27から 156度59分07秒 2、00メートルの点 点29 点28から 246度00分 347、37メートルの点 点30 点29から 231度00分 173、47メートルの点 点31 点30から 321度00分04秒 46、10メートルの点 点32 点31から 51度00分 179、54メートルの点 点33 点32から 66度00分 353、44メートルの点 点34 点33から 156度59分13秒 2、30メートルの点 点35 点58から 135度48分 10、10メートルの点 点36 点35から 225度48分 10、10メートルの点 点37 点36から 315度48分 120、20メートルの点 点38 点37から 44度12分 20、00メートルの点 点39 点58から 45度48分 9、90メートルの点 点40 点37から 315度48分 9、79メートルの点 点41 点40から 315度48分 31、89メートルの点 点42 点41から 336度00分 61、89メートルの点 点43 点42から 66度00分 20、00メートルの点 点44 点43から 156度00分 58、33メートルの点 点45 点40から 44度12分 20、00メートルの点 点46 基点第5号から 199度00分41秒 1、044、28メートルの点 点47 点46から 268度48分02秒 130、00メートルの点 点48 点47から 336度00分 126、49メートルの点 点49 点48から 66度00分 295、04メートルの点 点50 点49から 180度48分01秒 149、20メートルの点 点51 基点第5号から 180度57分 631、00メートルの点 点52 点51から 211度48分 106、00メートルの点 点53 点52から 225度48分 422、00メートルの点 点54 点53から 255度48分 50、00メートルの点 点55 点54から 232度18分 45、00メートルの点 点56 点55から 212度40分 30、21メートルの点 点57 点56から 190度18分 40、00メートルの点 点58 点57から 225度48分 70、00メートルの点 点59 点58から 135度48分の線と既設護岸との交点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かじか・わらすか・あいなめ刺し網漁業 くしかにかご漁業 こまいかい・いはたはたいか・ます小型定置網漁業 ほっけ・こまいかい・いはたはたいか底建網漁業 くしかにかご漁業 こまいか・か・はたはた・ます待網漁業 (第三種共同漁業) かいかい・こまいか・かじか・かじき網漁業	(第二種共同漁業) 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市(根茂尻、温根沼、春国店、東梅、御膳、川口、湖南、穂吉、豊根、温根元、納沙布、遠路塚、西舞、双沖、友知、落石東、落石西、浜松、昆布盛、長節及び初田牛を除く)	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日まででの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は総数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、堤網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ(網立)は、18メートル以下でなければならない。
根海共第21号	西舞漁業協同組合	根室市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 温根布から236度12分50秒 594、38メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D4から84度27分00秒 330、00メートルの点 基点第3号 国土地理院三角点 友知から266度32分32秒 2、018、76メートルの点 点1 基点第1号から 352度 30分 3、350メートルの点 点2 基点第2号から 366度 30分 7、700メートルの点 点3 基点第2号から 70度 30分 1、600メートルの点 点4 点3から 128度 30分 4、700メートルの点 点5 基点第3号から 151度 20分 4、850メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいで漁業 のり漁業 ふのり漁業 あさり漁業 えそばかいかい漁業 つふ漁業 ほっけいかい漁業 えむし漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市(東和田、根茂尻、西和田及び長原以西の地区を除く)	北海道漁業調整規則(令和2年11月19日規則第94号、以下「規則」という。)第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
根海共第22号	苗舞漁業協同組合	根室市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D1 点1 基点第1号から 145 度 30分 5、600メートルの点 点2 基点第1号から 147 度 30分 8、600メートルの点 点3 基点第1号から 173 度 30分 9、300メートルの点 点4 基点第1号から 183 度 30分 6、500メートルの点	第一種共同漁業	こんぶ漁業 ちがいがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市(東和田、幌茂尻、西和田及び長部以西の地区を除く)	なし
根海共第23号	苗舞漁業協同組合	根室市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 温根布から236度12分50秒 594、38メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D4から84度27分00秒 330、00メートルの点 点1 基点第1号から 352 度 30分 3、350メートルの点 点2 基点第2号から 356 度 30分 7、700メートルの点 点3 基点第2号から 70 度 30分 1、600メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かじか・わらずか・あいなめ刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた・きゅうりうお刺し網漁業 こまいい・かれい・はたはた・ます小型定置網漁業 くりがいかご漁業 こまいい・ちか・はたはた・特網漁業 (第三種共同漁業) かれい・こまいい・ちか・地びき網漁業	(第二種共同漁業) 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市(東和田、幌茂尻、西和田及び長部以西の地区を除く)	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナササガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、堤網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2に深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ(網立)は、18メートル以下でなければならない。 (4) 北海道漁業調整規則(令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。)第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以东の区域では採集してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。
根海共第24号	苗舞漁業協同組合	根室市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D4から84度27分00秒 330、00メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 友知から266度32分32秒 2、018、76メートルの点 点1 基点第1号から 70 度 30分 1、600メートルの点 点2 点1から 128 度 30分 4、700メートルの点 点3 基点第2号から 151 度 20分 4、850メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かじか・わらずか・あいなめ刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた・きゅうりうお刺し網漁業 こまいい・かれい・はたはた・ます小型定置網漁業 くりがいかご漁業 こまいい・ちか・はたはた・特網漁業 (第三種共同漁業) かれい・こまいい・ちか・地びき網漁業	(第二種共同漁業) 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで 10月10日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月10日から翌年8月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市(東和田、幌茂尻、西和田及び長部以西の地区を除く)	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナササガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、堤網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2に深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ(網立)は、18メートル以下でなければならない。 (4) 北海道漁業調整規則(令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。)第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以东の区域では採集してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。
根海共第25号	根室漁業協同組合	根室市地先	次の基点第1号、点1、点2、基点第2号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 国土地理院三角点 友知から266度32分32秒 2、018、76メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D28から210度26分40秒 426、64メートルの点 基点第3号 花咲灯台中心点(北緯43度16分42、51秒 東経145度35分19、83秒) 点1 基点第1号から 151 度 20分 4、850メートルの点 点2 基点第2号から 124 度 30分 7、050メートルの点 点3 基点第3号から 183 度 00分 1、700メートルの点	第一種共同漁業	こんぶ漁業 ふのり漁業 えぞがいかい漁業 おおみそがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市(幌茂尻、温根沼、春国位、東梅、醜陽、川口、湖南、椿音、豊里、温根元、納沙布、瑠璃環、苗舞、双沖、友知、落石東、落石西、赤松、昆布盛、長部及び初田牛を除く)	なし
根海共第26号	根室漁業協同組合	根室市地先	次の基点第1号、点1、点2、基点第2号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第3号、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 国土地理院三角点 友知から266度32分32秒 2、018、76メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D28から210度26分40秒 426、64メートルの点 基点第3号 花咲灯台中心点(北緯43度16分42、51秒 東経145度35分19、83秒) 点1 基点第1号から 151 度 20分 4、850メートルの点 点2 基点第2号から 124 度 30分 7、050メートルの点 点3 基点第3号から 183 度 00分 1、700メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かじか・わらずか・あいなめ刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた・刺し網漁業 こまいい・かれい・はたはた・いか・ます小型定置網漁業 くりがいかご漁業 (第二種共同漁業) ほっけ・こまいい・かれい・はたはた・いか底建網漁業 (第三種共同漁業) かれい・こまいい・ちか・地びき網漁業	(第二種共同漁業) 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで 10月10日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市(幌茂尻、温根沼、春国位、東梅、醜陽、川口、湖南、椿音、豊里、温根元、納沙布、瑠璃環、苗舞、双沖、友知、落石東、落石西、赤松、昆布盛、長部及び初田牛を除く)	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナササガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、堤網の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2に深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ(網立)は、18メートル以下でなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
根海共第27号	落石漁業協同組合	根室市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D28から210度26分40秒426. 64メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 由留利島から147度55分30秒 791. 83メートルの点 基点第3号 国土地理院三角点 天狗岩 基点第4号 根室市と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 124 度 30分 7. 050メートルの点 点2 基点第2号から 142 度 30分 2. 000メートルの点 点3 基点第3号から 155 度 30分 7. 550メートルの点 点4 基点第3号から 202 度 00分 8. 550メートルの点 点5 点6から 181 度 40分 7. 000メートルの点 点6 基点第4号から 179 度 26分 100メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ちがいで漁業 のり漁業 ふのり漁業 えそばがいの漁業 つぎ漁業 ほっきがい漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市落石東、落石西、浜松、昆布盛、長節及び初田牛	なし
根海共第28号	落石漁業協同組合	根室市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D28から210度26分40秒426. 64メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 由留利島から147度55分30秒 791. 83メートルの点 基点第3号 国土地理院三角点 天狗岩 基点第4号 根室市と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 124 度 30分 7. 050メートルの点 点2 基点第2号から 142 度 30分 2. 000メートルの点 点3 基点第3号から 155 度 30分 7. 550メートルの点 点4 基点第3号から 202 度 00分 8. 550メートルの点 点5 点6から 181 度 40分 2. 000メートルの点 点6 基点第4号から 179 度 26分 100メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かじか・わらすか・あいなめ刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた刺し網漁業 こまい・かれい・はたはた・ます小型定置網漁業 ほっけ・こまい・かれい底建網漁業 くりがにかご漁業 こまい・ちか・はたはた・わかさぎ・ます待網漁業 (第三種共同漁業) かれい・こまい・ちか地びき網漁業	(第二種共同漁業) 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年8月31日まで 10月10日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月10日から翌年8月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市落石東、落石西、浜松、昆布盛、長節及び初田牛	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びヘニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、堤綱の長さの制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身綱の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 綱は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身綱の高さ(網立)は、18メートル以下でなければならない。
根海共第29号	野付漁業協同組合、別海漁業協同組合、根室湾中部漁業協同組合、根室漁業協同組合、南舞漁業協同組合	根室市及び野付郡別海町地先	次の基点第13号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 樺津町と別海町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 北沢 基点第3号 国土地理院三角点 善光 基点第4号 国土地理院三角点 野付崎 基点第5号 国土地理院三角点 床丹台 基点第6号 国土地理院三角点 原賀 基点第7号 国土地理院三角点 走古丹 基点第8号 国土地理院三角点 遠太から128度25分00秒 343. 20メートルの点 基点第9号 北海道水産林務部三角点 水D4から84度27分00秒 330.00メートルの点 基点第10号 国土地理院三角点 網茂尻から20度31分20秒 1. 346. 04メートルの点 基点第11号 根室港北防波堤上の点(北緯 43度20分46. 98秒 東経 145度34分46. 53秒) 基点第12号 北海道水産林務部図根点 No.2(北海道水産林務部三角点 水D16～) 基点第13号 国土地理院三角点 温根布 から 236度12分50秒 594. 38メートルの点 点1 基点第13号から 352度30分 3. 350メートルの点 点2 基点第12号から 343度00分 2. 000メートルの点 点3 基点第11号から 323度00分 2. 000メートルの点 点4 基点第10号から 313 度 00分 2. 050メートルの点 点5 基点第8号から 31 度 30分 2. 100メートルの点 点6 基点第7号から 84度00分 2. 400メートルの点 点7 基点第7号から 15度00分 2. 800メートルの点 点8 基点第6号から 69度30分 2. 100メートルの点 点9 基点第5号から 43度30分 2. 500メートルの点 点10 基点第4号から 196度30分 3. 000メートルの点 点11 基点第4号から 157度00分 2. 200メートルの点 点12 基点第4号から 116度00分 2. 200メートルの点 点13 基点第4号から 86度00分 2. 500メートルの点 点14 基点第3号から 91度00分 2. 600メートルの点 点15 基点第3号から 29度40分 2. 050メートルの点 点16 基点第2号から 36度00分 2. 200メートルの点 点17 基点第1号から 42度30分 2. 000メートルの点 点18 基点第1号から 42度30分 10. 600メートルの点 点19 点18と点22を結んだ線と北緯43度38分39秒 東経145度23分15秒と点20を結んだ線との交点 点20 北緯43度37分39秒 東経145度25分45秒 点21 点19と点22を結んだ線と点20と北緯43度30分09秒 東経145度31分45秒を結んだ線との交点 点22 基点第4号から 48度45分 10. 000メートルの点 点23 点22と基点第9号から327度00分 12. 000メートルの点を結んだ線と 北緯43度3 0分09秒 東経145度31分45秒と点24を結んだ線との交点 点24 北緯43度32分09秒 東経145度40分45秒 点25 基点第9号から327度00分 12. 000メートルの点と点26を結んだ線と点24と北緯43 度26分09秒 東経145度47分45秒を結んだ線との交点 点26 基点第9号から 356度30分 7. 700メートルの点 点27 基点第9号から 70度30分 1. 600メートルの点	第一種共同漁業	ほたてがいの漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市落石東、落石西、浜松、昆布盛、長節及び初田牛を除く根室市並びに別海町	北海道漁業調整規則(令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。)第33条第1項に基づく別表第3第1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では採捕してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
根海共第30号	根室漁業協同組合、別海漁業協同組合、根室湾中部漁業協同組合、南舞漁業協同組合	根室市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第4号、点7及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D4から84度27分 330. 00メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 天狗岩 基点第3号 根室市と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 花沢灯台中心点(北緯 43度16分42. 51秒 東経 145度35分19. 84秒) 基点第5号 北海道水産林務部三角点 水D2から210度26分40秒 426. 64メートルの点 点1 基点第1号から 70 度 30分 1. 600メートルの点 点2 点1から 128 度 30分 12. 100メートルの点 点3 基点第2号から 155 度 30分 7. 550メートルの点 点4 基点第2号から 202 度 00分 8. 550メートルの点 点5 点6から 181 度 40分 7. 000メートルの点 点6 基点第3号から 179 度 26分 100メートルの点 点7 基点第4号から 183 度 00分 1. 700メートルの点		第一種共同漁業	ほたてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市幌茂尻、温根沼、春国位、東梅、鰯陽、川口、湖南及び槍曾を除く根室市	北海道漁業調整規則(令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。)第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく短事の承認を得た場合は、この限りではない。
根海共第31号	根室漁業協同組合、羅臼漁業協同組合、標津漁業協同組合、野付漁業協同組合、別海漁業協同組合、根室湾中部漁業協同組合、南舞漁業協同組合、落石漁業協同組合	目梨郡羅臼町、標津郡標津町、野付郡別海町及び根室市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院多角点 No.15725 基点第3号 国土地理院多角点 No.15225 基点第4号 羅臼町と標津町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 国土地理院三角点 増島内 基点第6号 国土地理院三角点 忠類 基点第7号 標津町と別海町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第8号 国土地理院三角点 北浜 基点第9号 国土地理院三角点 普光 基点第10号 国土地理院三角点 野付崎 基点第11号 国土地理院三角点 原賀 基点第12号 国土地理院三角点 遠太から128度25分00秒 343. 20メートルの点 基点第13号 国土地理院三角点 幌茂尻から20度31分20秒 1. 346. 04メートルの点 基点第14号 根室港北防波堤上の点(北緯 43度20分46. 98秒 東経 145度34分46. 53 秒) 基点第15号 北海道水産林務部図根点 No.2(北海道水産林務部三角点 水D16～) 基点第16号 国土地理院三角点 温根布から236度12分50秒 594. 38メートルの点 基点第17号 北海道水産林務部三角点 水D4から84度27分00秒330. 00メートルの点 点1 基点第1号から 32 度 30分 2. 000メートルの点 点2 基点第1号から 32 度 30分 21. 800メートルの点 点3 基点第1号から 62 度 30分 39. 000メートルの点 点4 点3と点8を結んだ線と北緯44度20分09秒 東経145度36分45秒と点5を結んだ線との交点 点5 北緯44度17分39秒 東経145度36分45秒 点6 北緯44度09分09秒 東経145度31分45秒 点7 点5と点8を結んだ線と点6と北緯43度57分09秒 東経145度19分15秒を結んだ線との交点 点8 基点第4号から 86 度 30分 13. 000メートルの点 点9 点8と基点第5号から136度22分 17. 500メートルの点を結んだ線と北緯43度48 分09秒 東経145度13分45秒と点10を結んだ線との交点 点10 北緯43度44分09秒 東経145度15分15秒 点11 基点第6号から136度22分 17. 500メートルの点と点12を結んだ線と点10と北緯43度41分39秒 東経145度18分15秒を結んだ線との交点 点12 基点第7号から 42 度 30分 10. 600メートルの点 点13 点12と点16を結んだ線と北緯43度38分39秒 東経145度23分15秒と点14を結んだ線との交点 点14 北緯43度37分39秒 東経145度25分45秒 点15 点12と点16を結んだ線と点14と北緯43度30分09秒 東経145度31分45秒とを結んだ線との交点 点16 基点第10号から 48 度 45分 10. 000メートルの点 点17 点16と基点第17号から327度00分 12. 000メートルの点を結んだ線と北緯43度3 0分09秒 東経145度31分45秒と点18を結んだ線との交点 点18 北緯43度32分09秒 東経145度40分45秒 点19 基点第17号から327度00分 12. 000メートルの点と点20を結んだ線と点18と北緯43度26分09秒 東経145度47分45秒を結んだ線との交点 点20 基点第17号から 356 度 30分 7. 700メートルの点 点21 基点第16号から 352 度 30分 3. 350メートルの点 点22 基点第15号から 343 度 00分 2. 000メートルの点 点23 基点第14号から 323 度 00分 2. 000メートルの点 点24 基点第13号から 313 度 00分 2. 050メートルの点 点25 基点第12号から 31 度 30分 2. 100メートルの点 点26 基点第11号から 69 度 30分 2. 100メートルの点 点27 基点第10号から 196 度 30分 3. 000メートルの点 点28 基点第10号から 157 度 00分 2. 200メートルの点 点29 基点第10号から 116 度 00分 2. 200メートルの点 点30 基点第10号から 86 度 00分 2. 500メートルの点 点31 基点第9号から 91 度 00分 2. 600メートルの点 点32 基点第9号から 29 度 40分 2. 050メートルの点 点33 基点第8号から 36 度 00分 2. 200メートルの点 点34 基点第7号から 42 度 30分 2. 000メートルの点 点35 基点第6号から 65 度 00分 2. 100メートルの点 点36 基点第4号から 86 度 30分 2. 000メートルの点 点37 基点第3号から 115 度 00分 2. 000メートルの点 点38 基点第2号から 110 度 00分 2. 000メートルの点		第二種共同漁業	かじかゝわらずかゝあいなめ刺し網漁業 ちかゝこまいいはたはたゝきゅうりうお刺し網漁業 くりがゝかこ漁業	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	羅臼町、標津町、別海町及び根室市	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハサネガニ、カラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び定数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)北海道漁業調整規則(令和2年11月19日規則第94号。以下「規則」という。)第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく短事の承認を得た場合は、この限りではない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
根海共第32号	根室漁業協同組合、羅臼漁業協同組合、標津漁業協同組合、野付漁業協同組合、別海漁業協同組合、根室湾中部漁業協同組合、南舞漁業協同組合、落石漁業協同組合	根室市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D4から84度27分00秒330.00メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 友知から266度32分32秒 2.018.76メートルの点 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D28から210度26分40秒426.64メートルの点 基点第4号 国土地理院三角点 別海岬島から147度55分30秒 791.83メートルの点 基点第5号 国土地理院三角点 天狗岬 基点第6号 根室市と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 点11から 128 度 30分 4.700メートルの点 点2 点11から 128 度 30分 48.000メートルの点 点3 点4から 162 度 30分 32.000メートルの点 点4 点12から 181 度 40分 7.000メートルの点 点5 点12から 181 度 40分 2.000メートルの点 点6 基点第5号から 202 度 00分 8.550メートルの点 点7 基点第5号から 155 度 30分 7.550メートルの点 点8 基点第4号から 142 度 30分 2.000メートルの点 点9 基点第3号から 124 度 30分 7.050メートルの点 点10 基点第2号から 151 度 20分 4.850メートルの点 点11 基点第1号から 70 度 30分 1.600メートルの点 点12 基点第6号から 179 度 26分 100メートルの点	第二種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ刺し網漁業 ちかこ刺し・はたはた・きゅうりうお刺し網漁業 くりがにかご漁業	11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	羅臼町、標津町、別海町及び根室市	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、トラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)北海道漁業調整規則(令和2年11月19日規則第94号)以下「規則」という。)第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以东の区域では採捕してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。
根海共第33号	根室漁業協同組合、羅臼漁業協同組合、標津漁業協同組合、野付漁業協同組合、別海漁業協同組合、根室湾中部漁業協同組合、南舞漁業協同組合、落石漁業協同組合	目梨郡羅臼町、標津郡標津町、野付郡別海町及び根室市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第8号、点25及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33及び点26の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40、点41、点42、点43及び点34の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点44、点45を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点46、点47、点48、点49、点50、点51、点52、点53、点54、点55及び点46の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点56、点57、点58、点59、点60、点79及び点56の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点61、点62、点63、点64、点65、点66及び点61の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点67、点68、点69、点70、点71及び点67の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点72、点73、点74、点75、点76、点77、点78、点79、点80及び点72の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第4号、点81、点82、点83、点84、点85、点86、点87、点88、点89、点90及び基点第14号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び風速漸増並びに温根沼の区域を除いた区域 基点第1号 斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 羅臼町と標津町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 雄別岬 基点第4号 標津町と別海町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 国土地理院三角点 野付岬 基点第6号 北海道水産林務部三角点 水D4から84度27分00秒330.00メートルの点 基点第7号 根室市と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第8号 花咲台台中心点(北緯43度16分42.51秒 東経145度35分19.84秒) 基点第9号 北海道水産林務部三角点 水D28から210度26分40秒426.64メートルの点 基点第10号 根室港弁天島灯台跡 (北緯 43度20分37.19秒 東経 145度34分39.33秒) 基点第11号 国土地理院三角点 北浜 基点第12号 国土地理院三角点 番光 基点第13号 国土地理院三角点 原賀 基点第14号 国土地理院三角点 遠太から128度25分 343.20メートルの点 点1 基点第1号から 32度30分 21.800メートルの点 点2 基点第1号から 32度30分 39.000メートルの点 点3 点2と点7を結んだ線と北緯44度20分09秒 東経145度36分45秒と点4を結んだ線との交点 点4 北緯44度17分39秒 東経145度36分45秒 点5 北緯44度09分09秒 東経145度31分45秒 点6 点2と点7を結んだ線と点5と北緯43度57分09秒 東経145度19分15秒を結んだ線との交点 点7 基点第2号から 86度30分 13.000メートルの点 点8 点7と基点第3号から136度22分 17.500メートルの点を結んだ線と北緯43度48分09秒 東経145度13分45秒と点9を結んだ線との交点 点9 北緯43度44分09秒 東経145度15分15秒 点10 基点第3号から136度22分 17.500メートルの点と点11を結んだ線と点9と北緯43度41分39秒 東経145度18分15秒を結んだ線との交点 点11 基点第4号から 42度30分 10.600メートルの点 点12 点11と点15を結んだ線と北緯43度38分39秒 東経145度23分15秒と点13を結んだ線との交点 点13 北緯43度37分39秒 東経145度25分45秒 点14 点11と点15を結んだ線と点13と北緯43度30分09秒 東経145度31分45秒とを結んだ線との交点 点15 基点第5号から 48度45分 10.000メートルの点 点16 点15と基点第6号から327度00分 12.000メートルの点を結んだ線と北緯43度30分09秒 東経145度31分45秒と点17を結んだ線との交点 点17 北緯43度32分09秒 東経145度40分45秒 点18 基点第6号から327度00分 12.000メートルの点と点19を結んだ線と点17と北緯43度26分09秒 東経145度47分45秒を結んだ線との交点 点19 基点第6号から 356度30分 7.700メートルの点 点20 基点第6号から 70度30分 1.600メートルの点 点21 点20から 128度30分 48.000メートルの点 点22 点23から 162度30分 32.000メートルの点 点23 点24から 181度40分 7.000メートルの点 点24 基点第7号から 179度26分 100メートルの点 点25 基点第8号から 183度00分 1.700メートルの点 点26 基点第10号から 304度00分27秒 378.08メートルの点 点27 点26から 22度30分 236.60メートルの点 点28 点27から 112度30分10秒 3.10メートルの点 点29 点28から 22度30分 183.40メートルの点 点30 点29から 112度30分04秒 54.80メートルの点 点31 点30から 202度30分 183.40メートルの点 点32 点31から 112度29分24秒 1.90メートルの点 点33 点32から 202度30分 236.60メートルの点 点34 基点第10号から 30度40分45秒 395.61メートルの点	第二種共同漁業	おひよう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きちじ刺し網漁業 そい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 めぬけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	羅臼町、標津町、別海町及び根室市	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、トラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)北海道漁業調整規則(令和2年11月19日規則第94号)以下「規則」という。)第33条第1項に基づく別表第3第1項1号から第22号までの点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以东の区域では採捕してはならない。ただし、規則第33条第1項に基づく知事の承認を得た場合は、この限りではない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			点35 点34から 317度29分59秒 82.54メートルの点 点36 点35から 227度29分14秒 1.50メートルの点 点37 点36から 317度29分59秒 129.50メートルの点 点38 点37から 47度29分58秒 50.80メートルの点 点39 点38から 137度29分59秒 129.50メートルの点 点40 点39から 227度30分06秒 2.90メートルの点 点41 点40から 137度30分00秒 100.00メートルの点 点42 点41から 227度29分50秒 9.49メートルの点 点43 点42から 257度17分42秒 15.38メートルの点 点44 基点第10号から 71度07分00秒 418.00メートルの点 点45 点44から 337度33分の線と既設北防波堤との交点 点46 基点第10号から 211度35分05秒 696.28メートルの点 点47 点46から 156度00分02秒 41.80メートルの点 点48 点47から 246度00分 350.00メートルの点 点49 点48から 155度59分07秒 2.00メートルの点 点50 点49から 246度00分 347.37メートルの点 点51 点50から 231度00分 173.47メートルの点 点52 点51から 321度00分04秒 46.10メートルの点 点53 点52から 51度00分 179.54メートルの点 点54 点53から 66度00分 353.44メートルの点 点55 点54から 155度59分13秒 2.30メートルの点 点56 点79から 135度48分 10.10メートルの点 点57 点56から 225度48分 10.10メートルの点 点58 点57から 315度48分 120.20メートルの点 点59 点58から 44度12分 20.00メートルの点 点60 点79から 45度48分 9.90メートルの点 点61 点58から 315度48分 9.79メートルの点 点62 点61から 315度48分 31.89メートルの点 点63 点62から 336度00分 61.89メートルの点 点64 点63から 66度00分 20.00メートルの点 点65 点64から 156度00分 58.33メートルの点 点66 点61から 44度12分 20.00メートルの点 点67 基点第10号から 199度00分41秒 1.044.28メートルの点 点68 点67から 268度48分02秒 130.00メートルの点 点69 点68から 336度00分 126.49メートルの点 点70 点69から 66度00分 295.04メートルの点 点71 点70から 180度48分01秒 149.20メートルの点 点72 基点第10号から 180度57分 631.00メートルの点 点73 点72から 211度48分 106.00メートルの点 点74 点73から 225度48分 422.00メートルの点 点75 点74から 255度48分 50.00メートルの点 点76 点75から 232度18分 45.00メートルの点 点77 点76から 212度40分 30.21メートルの点 点78 点77から 190度18分 40.00メートルの点 点79 点78から 225度48分 70.00メートルの点 点80 点79から 135度48分の線と既設護岸との交点 点81 基点第4号から 42度30分 2.000メートルの点 点82 基点第11号から 36度00分 2.200メートルの点 点83 基点第12号から 29度40分 2.050メートルの点 点84 基点第12号から 91度00分 2.600メートルの点 点85 基点第5号から 86度00分 2.500メートルの点 点86 基点第5号から 116度00分 2.200メートルの点 点87 基点第5号から 157度00分 2.200メートルの点 点88 基点第5号から 196度30分 3.000メートルの点 点89 基点第13号から 69度30分 2.100メートルの点 点90 基点第14号から 31度30分 2.100メートルの点							
根海共第34号	根室海中部漁協	根室市地先	瀬似牛林道オンベツ橋上流端の線から国道44号線温根沼大橋下流端の線までの温根沼の区域	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) きれい・刺し網漁業 ちか・こまい・はたはた・きゅうりうお刺し網漁業 にしん・刺し網漁業 こまい・ちか・きゅうりうお・にしん・ます待網漁業 くりがにかご漁業 (第三種共同漁業) きれい・こまい・ちか・きゅうりうおびき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月20日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	根室市磯茂尻、温根沼、春国岱、東梅、静陽、川口、湖南、椿音、琴平町及び汐見町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。